特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第７号
さいたま市桜区大字五関820番地４
清算株式会社　株式会社明星精工
代表清算人　黒田　　浩
１　決定年月日　平成27年11月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本件協定債権の定義
平成27年４月６日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権を本件協定債権とする（以下、本件協定債権を有する債権者を「本件協定債権者」という。）。
２　弁済方法
本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する口座に振込む方法により実施する。振込手数料は本件協定債権者の負担とする。
３　弁済における端数の切捨て
弁済金の額の計算にあたっては、１円未満の端数を切り捨てる。
第２　本件協定債権
１　元本に対する弁済
清算株式会社は、本件協定債権の元本については、協定認可確定日又は清算株式会社の全資産の換価が完了した日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、当該時点において、清算株式会社が保有する現預金から未払いの後記第３に定める共益的債権及び優先債権の全額を控除した残額を別紙債権額（元本）により按分した金額を弁済する。
２　元本の放棄
本件協定債権者は、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、各本件協定債権の元本額（但し、特別清算開始決定後に弁済された金額を控除する）から各弁済額を控除した残額につき、その債権を放棄する。
３　利息・遅延損害金の放棄
本件協定債権者は、本件協定債権のうち利息及び遅延損害金については、特別清算開始決定の前後のいずれに発生したかを問わず、協定認可確定日に、全て放棄する。
４　新たな財産が発見された場合の取扱い
本協定に基づく弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件協定債権者の有する各本件協定債権の元本額（但し、特別清算開始決定後に弁済された金額を控除する）の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が本協定第２の２に基づいて行った債権の放棄は、新たに行われた弁済額の限度で効力を失う。
第３　共益的債権及び優先債権
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
（別紙省略）
以上
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第９０号
埼玉県所沢市金山町11番３号
再生債務者　山内　一人
１　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月15日から平成27年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（再イ）第２１号
北海道勇払郡安平町追分白樺２丁目16番地
再生債務者　橋本　尚己
１　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２７年（再イ）第１０４号
埼玉県加須市騎西1285番地
再生債務者　塚越　浩二
１　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２７年（再イ）第１２１号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針５丁目80番地２
再生債務者　佐藤　　毅
１　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２７年（再イ）第３７号
埼玉県春日部市粕壁３丁目10番１―2103号
再生債務者　太田　晶彦
１　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
平成２７年（再イ）第４１号
埼玉県吉川市大字南広島932番地
再生債務者　山口　正美
１　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
平成２７年（再イ）第２１号
千葉県大網白里市仏島18番地１
再生債務者　比嘉美智子
１　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２７年（再イ）第３８号
兵庫県川西市湯山台１丁目１番地の５
再生債務者　竹下　浩太
１　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成27年12月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２７年（再イ）第６号
北海道北見市田端町17番地41
再生債務者　西山　　歩
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月３日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月17日から平成27年12月24日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係
平成２７年（再イ）第２７号
青森県むつ市若松町６番５号　若松第３宿舎202
再生債務者　千葉　　昇
１　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月３日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月10日から平成27年12月24日まで
青森地方裁判所民事部再生係
平成２７年（再イ）第２９号
愛媛県松山市河野中須賀316番地16
再生債務者　七條　**憲**一
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月３日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月10日から平成27年12月17日まで
松山地方裁判所民事部
平成２７年（再イ）第２０号
北海道帯広市西16条北１丁目10番地12　ハイムドマーニⅡ５号室
再生債務者　坂本　浩二
１　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月７日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月17日から平成27年12月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係